

令和7年6月5日

鉄道線の維持、存続に関する自治体との協議における考え方

1. 全線維持を前提とする場合

2. 鉄道線の経営実態と沿線自治体の考え方に基づき、下記のとおり区分する

(1) 経営の範囲となる区間⇒直営

線名	区間	営業キロ
本線	電鉄富山～上市	13.3
立山線	寺田～五百石	3.7
不二越・上滝線	稻荷町～月岡	9.9
計		26.9

(2) 経営の範囲外であるが、地域が必要と考える区間⇒みなし上下分離

線名	区間	営業キロ
本線	上市～滑川	8.5
	新魚津～宇奈月温泉	23.0
立山線	五百石～立山	20.5
不二越・上滝線	月岡～岩崎寺	5.8
計		57.8

(3) 経営の範囲外で他線区との代替対応等も検討されている区間⇒未定

線名	区間	営業キロ
本線	滑川～新魚津	8.5
(1)+(2)+(3)		93.2

3. 区間毎の運営方法について

- (1) 上記2「(1) 経営の範囲となる区間」については、民間事業者としての収益性を重視し、従来通り当社単独により鉄道施設を維持する運営とする。
- (2) 上記2「(2) 経営の範囲外であるが、地域が必要と考える区間」については、鉄道施設は公共インフラとして位置づけ、沿線自治体により維持する運営とする。その維持の在り方については協議する。
- (3) 上記2「(3) 経営の範囲外で他線区との代替対応等も検討されている区間」については未定とし、公共性を重視し当面は当社単独により鉄道施設を維持する運営とした場合。但し、それに伴い沿線自治体には、駅施設拠点化やイベントの実施など鉄道線の利用増に向けた施策を主体的に考え実施し、事業者負担の軽減に努めることが前提。

【概要図】

